

保健室より感染症情報



新型コロナウイルス感染症は最低5日間出校停止です

出席停止期間

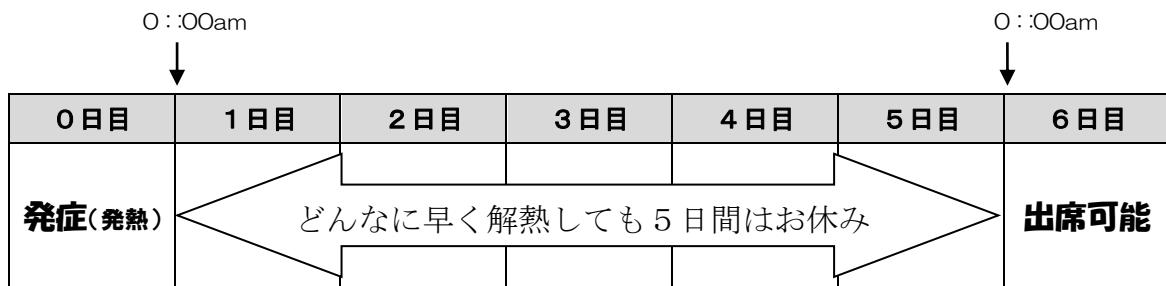
学校感染症 第2種

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

※軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

発症した後5日の考え方

「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず0日目とし、翌日からを第1日目として數えます。



解熱をした後1日を経過するまでの考え方

どんなに早く熱が下がったとしても、最低発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がったり、症状が軽快した日によって、出席停止期間が延長していきます。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症				解熱	1日目	出席可能	
発症					解熱	1日目	出席可能

コロナ感染症と診断されたら学校（もちろん部活も）には登校できません。

病院からの診断書は不要です。治癒して登校できるようになったら、学校で用意した「出席停止の届け出用紙」に保護者が必要事項を記入し担任に提出をして下さい。

その期間は欠席・早退にはなりません。（欠課時数としてはカウントされます。）

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。